

加古川市罹災証明書・被災届出申請書（兼）証明書交付要綱

令和 2 年 3 月 25 日
税 務 部 長 決 定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市内において発生した災害によって生じた被害の証明書（以下「証明書」という。）を交付する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 233 号）第 2 条第 1 号に規定する災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 建築物 「災害の被害認定基準について」（平成 13 年 6 月 28 日付け府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知（以下「認定基準」という。）」に規定する住家及び非住家をいう。
- (3) 住家 現実に居住のために使用している建物
- (4) 非住家 住家以外の建物
- (5) 不動産 民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号。以下「民法」という。）第 86 条第 1 項に規定する土地及びその定着物をいう。
- (6) 動産 民法第 86 条第 2 項に規定する不動産以外の物をいう。

（証明書の種類及び内容）

第 3 条 証明書の種類及び証明内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 災害による建築物の被害の程度について証明するものをいう。
- (2) 被災届出証明書 災害により建築物に生じた被害を市が確認できない場合又は建築物以外の不動産又は動産に被害が生じた場合に、その事実を市長に届け出たことを証明するものをいう。

（証明書の交付申請）

第 4 条 前条に規定する証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明申請書（様式第 1 号）又は被災届出申請書（兼）証明書（様式第 3 号）を市長に申請しなければならない。

- 2 罹災証明申請書の申請者は、災害を受けた建築物の所有者又は世帯主とする。
- 3 被災届出申請書（兼）証明書の申請者は、前項に掲げる者のほか、災害を受けた建築物以外の不動産又は動産の所有者とする。
- 4 前二項以外の者が申請する場合は、委任状を提出するものとする。ただし、同居の親

族又は同居しているパートナーシップ・ファミリーシップの関係にある近親者が申請する場合は、この限りではない。

5 罹災証明書の交付申請の期限は、災害による被害を受けた日から13ヶ月以内とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

6 罹災証明申請書（様式第1号）の申請において、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」の区分に該当することを自ら判断し、かつ、現地調査を省略して「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定されることに同意する場合は、罹災状況が確認できる写真を添付しなければならない。

7 被災届出申請書（兼）証明書（様式第3号）の申請においては、罹災状況が確認できる写真を添付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

（証明書の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、同条の規定により提出された書類を審査し、必要に応じて現地調査を行い、罹災証明書（様式第2号）又は被災届出申請書（兼）証明書（様式第3号）を交付するものとする。

（再調査の申請）

第6条 罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に、市長に対し、再調査の申請をすることができる。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が市長に対し、当該証明書を添えて、罹災証明再調査申請書（様式第4号）により行わなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月25日から施行する。